なかよしだより ワイワイ版

練馬区立



乳幼児と保護者のみなさんへ~ 児童館情報は HP からも確認できます

光が丘なかよし児童館 Tel03-5997-7720

IELU3-5997-7720										
\Box	月		火	!	水		木		金	土
※ワイワイランド(いちご、ぶどう、ばなな、あぼかど、キッズ)は登録制です。 詳しくはお問い合わせください。										
										2025 2:00~4:00
2	3 文化(か日	4		5		6		7	8
休日開放	·····································		なかよし 11:00		※ワイワイ	いちご	※ワイワイぶ		※ワイワイばなな	パネルシアター 11:00
放放	放	はさみが使える から参加できる			工作クラ つ 2:30		7.		フラダンスクラ 3:15(年中以	
9	10		11		12		13		14	15
	# おてつラン		※ワイワイあぼかど		※ワイワイいちご		※ワイワイぶどう		※ワイワイばなな	▼ どこどん Jr.
休日開放	10:00		•		·		プラバン 3:00			年長以上 10:00~10:30 年長未満 10:30~10:40
16	17		18		19		20		21	22
			アイロンビーズ 3:00		※ワイワイいちご		※ワイワイぶどう ※ワイワイキッズ		※ワイワイばなな	おてつランド
休日									ワイワイえんにち	10:00
休日開									10:45	
放	勤労感謝	の日							缶バッチをつくろ 3:30	37
23	24 振替休日		25		26		27		28	29
休	休		※ワイワイ	あぼかど	※ワイワイ	いちご	※ワイワイぶどう		※ワイワイばなな	Ā
休日開放	休日 開放		おはなし 4:00	A		*	けんだまの 4:00	%	フラダンスクラ 3:15(年中以	· I
利用時間案内		月曜日~金曜日		土曜日・学校三季 休業日		中高生タイム(水曜日・土曜日)				事業
								夜 月	間 開 放曜日~土曜日	休 日 開 放 日曜日·祝日
		午前 10:00~		午前 9:00~		午後5:00~		午後 6:15		午前 9:00
		午後 6:00		午後 6:00		午後 7:00		~午後 8:00		~午後 5:00
乳幼児親子		0		×		0		×		0
小学生		0		×		0			X	0
中高生		0		0		0			0	×
【 7 元 目	月日十十十日日日	山古州の	、日相訳べ	/川車業です 計争!		+19歩キ港の山草		<u></u> 5 仕 で さ		

【夜間開放】は中高生の居場所づくり事業です。対象は18歳未満の中高生です。

【休日開放】は親子のふれあう場等提供事業です。

※ 【休日開放】利用には、別途登録が必要となります。遊べる場所、遊具も異なりますのでご了承ください。

MARKE

11月21日(金)10:45~11:30

乳幼児親子対象のえんにちを行います。ワイワイばななに参加し ている方を中心に、お店屋さんを出店します。

ぜひ遊びに来てください。















『ワイワイえんにち』は ワイワイばなな、ぶどう、 いちごに登録していない方 も参加できます。



かぶしえんに与2011月1月(十)





- ・小学生以上の子ども・幼児親子が対象のえんにちになります。
- ・午前中はえんにち準備のため、体育室・工作室・屋上・テラスは使えません。(昼食利用もできません)
- ・午後 12 時~午後6時まで、いつもの遊びはできません。
- ・靴をいれる袋と景品をいれる袋を持ってきてください。



けん りじょうやく 知っていますか? 子どもの権利条約

11月のわらべうた

♪いもやのおじさん♪

いもやのおじさん いもきって たたいて つねって まっくろけ うえからのぼって おりてきて したから のぼって こちょ こちょ



♪やきいもグーチーパー♪

やきいも やきいも おなかが グー ほかほか ほかほか チー あちちの たべたら なくなる なんにも パー それ やきいもまとめて チー パー

子どもの権利条約とは?

こともの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子ども aだ GLifieく GLifieく allianta かんが かた い か か Glifieく alian を持たると ない か か 4 つの原則で表されます。 定めた条約です。条約の基本的な考え方は、以下の4つの原則で表されます。



差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、 性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも 差別されず、条約の定めるすべての権利が保障され、



生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できる)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力 を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、 生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時 は、「その子どもにとって最もよいことは何か」 を第一に考えます。



子どもの意見の尊重 子どもが意味のある参加ができるこ

子どもは自分に関係のある事柄について自由 に意見を表すことができ、おとなはその意見を 子どもの発達に応じて十分に考慮します。

